	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること		5. その他職務上の義務を著しく怠ること
	1. 暴力的行為(身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば、 身体的虐待と判断することができる)		⑤施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など
			高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	①平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。		1. 威嚇的な発言、態度
	②ぶつかって転ばせる		①怒鳴る、罵る。
	③刃物や器物で外傷を与える。		②「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など
	④入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。		2. 侮辱的な発言、態度
	⑤本人に向けて物を投げつけたりする。 など		③排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
	2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為		④日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
	⑥医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。		⑤排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
	⑦介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。		⑥子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など
	⑧車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。		3. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
身	⑨食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。		⑦「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
体	⑩家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。		⑧他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
的虐	⑪通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など		⑨話しかけ、ナースコール等を無視する。
一待	3.「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制		⑩高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
	⑩徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。		⑪高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など
	⑪転落しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。		4. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
	⑫自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。		⑫トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
	⑬点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。		13自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など
	<ul><li>⑭点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。</li></ul>		5. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
			⑭本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
	⑮車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。		15理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
	⑥立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。		16面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など
	⑪脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)・ボディースーツを着せる。		6. その他
	⑱他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。		①車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
	⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。		⑱自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
	20自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など		⑬入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること		②本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
	1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為		②浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
	①入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、	性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
	日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。		1. 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為
	②褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。		①性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
	③おむつが汚れている状態を日常的に放置している。		②性的な話しを強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。
介=#	④健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。		③わいせつな映像や写真をみせる。
護・	⑤健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。	一待	④本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
世	⑥室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など		⑤排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
L 話 の	2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為	$\vdash$	⑥人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
	⑦医療が必要な状況にもかかわらず、受診させないあるいは救急対応を行わない。		高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
放棄	⑧処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。	経	1. 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭管理や財産を本人以外のために消費すること。あるい
棄・	⑨介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直し	済的虐待その他	は、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
放	を怠る。 など など		①事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
任	3. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為		②金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。
	⑪ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。		③立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
	⑪必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など		④日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
	4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置		【身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待】←該当類型に○
	⑪他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。		
	⑬高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。		
	⑭必要なセンサーの電源を切る。 など		出典)厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和5年3月 10-12頁より引用